

質問第一九一号

地方公共団体のＩＴ標準仕様に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年六月二十日

藤末健三

参議院議長 江田五月 殿

地方公共団体のＩＴ標準仕様に関する質問主意書

私が提出した政府における情報システムの活用を通じた事務の効率化・サービスの高度化に関する質問主意書に対する答弁書（内閣参質一六八第八一号）において「各地方公共団体によって、団体の規模、情報化の進展度等はまちまちであり、国が地方公共団体の共通システムを一律に構築し、提供することは必ずしも適当ではないと考えており、政府としては、地方公共団体が、情報システムを構築する際のシステムの互換性及び汎用性を高めるための標準仕様を策定するとともに、複数の地方公共団体がシステム運用の共同外部委託を行うことを支援する等により、地方公共団体がコスト節減等に取り組むための基盤づくりに努めていく所存である。」との答弁を得たが、本答弁書を踏まえ、以下質問する。

一 地方公共団体の情報システム関連予算の総額は、削減が徹底されているのか。この五年間の推移を示さ
りたい。

二 システムの互換性及び汎用性を高めるための標準仕様を策定するとあるが、どこまで作業は進展しているのか、実際に標準仕様を採用した地方自治体はあるのか、示されたい。

三 標準仕様の策定においては、より一層のコスト削減を図るため、SOA (service-oriented

architecture・サービス指向アーキテクチャ)を考慮したものも検討すべきではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。